

公益社団法人 日本精神神経学会 学術総会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下「この法人」という）の定款第4条第1号に定める学術総会の運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 学術総会とは、会員の研究発表、会員の教育のための講演等を通し、会員の知識の啓発及び質の高い研究成果の社会還元を目的とし、毎年1回定期的に開催する集会をいう。

(会長及び副会長)

第3条 年次学術総会を運営するため、この法人に会長1名及び副会長1名ないし2名を置く。

(会長、副会長の選任)

第4条 年次学術総会の会長は、開催年の3年前の代議員総会で選任する。

(会長、副会長の職務)

第5条 年次学術総会の会長は、学術総会の開催にかかる業務を所掌し、副会長は会長を補佐する。
2 年次学術総会の会長又は副会長に事故ある時は、理事会で、代行者又は後任者を決定する

(会長、副会長の任期)

第6条 年次学術総会の会長、副会長の任期は前回の学術総会終了後から担当の学術総会までとする。
2 年次学術総会の会長、副会長は、任期終了後でも、後任者が就任するまで、その職務を継続して行う。

(学術総会プログラム委員会)

第7条 年次学術総会プログラム委員会（以下、「委員会」という）を設置するものとする。
2 プログラム委員会委員（以下、「委員」という）は、年次学術総会の会長が依嘱する。

(開催日等)

第8条 年次学術総会は、原則として毎年5月中旬から6月下旬の間とする。
2 年次学術総会の会長は、学術総会の開催日及び開催場所を理事会に答申しなければならない。

(会務報告)

第9条 年次学術総会会長は、学術総会の終了後6ヶ月以内に、年次学術総会にかかる費用の収支

決算書及び学術総会の会務報告書を、理事会に提出しなければならない。

(学術総会の公開)

第10条 学術総会は、原則公開とする。

(参加登録)

第11条 学術総会に参加しようとする者は、この法人の事務局に必要な事項を記載した登録用紙を提出するとともに参加費を納入し、参加を登録しなければならない。

(研究発表)

第12条 会長は、学術総会で会員が研究発表を行う機会を与えなければならない。

(発表資格)

第13条 学術総会で発表又は討論をする事ができる者は、この法人の会員、世界精神医学会の会員及び会長が講演あるいは意見の発表を依頼したものとする。

(費用の支給)

第14条 前条の、会長が講演あるいは意見の発表を依頼したものについては、学術総会登録費の免除、国内旅費、発表に必要な宿泊費を支給することができる。

(発表の申し込み)

第15条 学術総会で研究発表を行おうとする者は、会長の指定する期日までに、研究内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(採否等)

第16条 会長は、申し込まれた研究発表等について、その採否、発表形式、発表日時等を決定し申込者に通知しなければならない。

(規則の変更)

第17条 この規則の変更は、代議員総会による。

附則

1. この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日より施行する。